

### 健康・医療



#### 避難行動要支援者・地域福祉ネットワーク事業

ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、日常生活の中で手助けを必要とする人を登録し、日ごろからの見守りや災害時の避難などを地域住民で連携して支援する取り組みを進めています。登録は随時受け付けています。日常生活や災害時の避難に不安があり、登録を希望する人はお尋ねください。

☎ 2552  
☎ 2552  
☎ 2552



### 行政



#### 市本庁舎建設設計業務公募型プロポーザル2次審査を公開

天草市本庁舎建設設計業務公募型プロポーザル2次審査を公開して実施します。事前の申し込みは不要で、どなたでも自由に見学できます。

日程 ● 7月14日(土)午前10時～● 天草市民センター2階・大会議室(1階展示ホールでモニター視聴もできます)。  
☎ 本庁・庁舎建設推進室

#### 納税通知書をご確認ください

「固定資産税・都市計画税納税通知書」を6月上旬に送付しています。納税通知書には課税標準額や税率、納期限、納付場所などが記載されていますので、内容をご確認ください。内容について疑問や質問

がある場合は、本庁・課税課へお尋ねください。

#### 住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額について

次の要件に該当する住宅の改修工事を行った場合、翌年度1年分の固定資産税が減額されます。

【省エネ改修工事】  
対象家屋 平成20年1月1日以前に建設した住宅で、平成28年3月31日までに改修したもの(賃貸住宅を除く)。  
工事内容 ● ①窓②床③天井④壁の断熱改修工事(断熱材を入れるなど)※①は必須● 現行の省エネ基準に適合する改修● 工事費の自己負担額が50万円以上。

【耐震改修工事】  
対象家屋 昭和57年1月1日以前に建設した住宅で、平成27年12月31日までに改修したもの。  
工事内容 ● 現行の耐震基準に適合する耐震改修● 工事費の自己負担額が50万円以上。  
減額の範囲 1戸当たり120㎡分までの固定資産税を3分の1減額。

ので(賃貸住宅を除く)、次のいずれかの人が居住する住宅。①65歳以上の人②介護保険法の要介護・要支援の認定を受けている人③障がい者の人。

【省エネ改修工事】  
工事内容 ● ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの取り付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め● 工事費の自己負担額が50万円以上。

【耐震改修工事】  
対象家屋 昭和57年1月1日以前に建設した住宅で、平成27年12月31日までに改修したもの。  
工事内容 ● 現行の耐震基準に適合する耐震改修● 工事費の自己負担額が50万円以上。  
減額の範囲 1戸当たり120㎡分までの固定資産税を2分の1減額。

申告手続き いずれも工事完了後3カ月以内に申請してください。

※「省エネ改修工事」「バリアフリー改修工事」の減額は同時に適用できません。

#### 「冷蔵倉庫」を所有している人へ

固定資産評価基準の改正により、次に該当する「冷蔵(低温)倉庫」の評価額が早く減少する新しい計算方式で算出されます。所有している人は現地調査を行いますので、本庁・課税課へご連絡ください。

対象の要件 ● 鉄筋コンクリート造や鉄骨造など、木造以外の倉庫である● 冷蔵設備によって倉庫内の保管温度が常に10度以下に保たれている● 1棟の建物内に事務所や工場など冷蔵庫以外で使用している部分がある

る場合、「冷蔵倉庫」部分が床面積の50%以上となっている。  
※業務用冷蔵庫などを設置しているだけの一般倉庫は該当しません。  
※すべての要件を満たしていても、建築後一定の年数が経過した倉庫の評価額は変わりません。

店や製造メーカーにお問い合わせのうえ、引き取り(有料)を依頼してください。  
また、ごみを不法投棄され、投棄した人が判明しない場合はその土地の所有者または管理者の責任で処理しなければなりません。  
日ごろからごみが捨てられないよう十分な管理を心がけてください。  
※不法投棄に関する罰則は、5年以下の懲役や1千万円以下(法人については3億円以下)の罰金など、厳しい罰則が設けられています。

【省エネ改修工事】  
対象家屋 平成19年1月1日以前に建設し、平成28年3月31日までに改修したも

【冷蔵倉庫】を所有している人へ  
固定資産評価基準の改正により、次に該当する「冷蔵(低温)倉庫」の評価額が早く減少する新しい計算方式で算出されます。所有している人は現地調査を行いますので、本庁・課税課へご連絡ください。

対象の要件 ● 鉄筋コンクリート造や鉄骨造など、木造以外の倉庫である● 冷蔵設備によって倉庫内の保管温度が常に10度以下に保たれている● 1棟の建物内に事務所や工場など冷蔵庫以外で使用している部分がある

ごみを捨てることは法律で禁止されており、市内でも検挙や捜査が行われる事例が発生しています。天草の豊かな自然環境を守るためにも、ごみは責任を持って各地区のごみステーションに出してください。  
なお、法律でリサイクルが定められている家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)やパソコンは、市の施設などで処理することができませんので、販売

6月は市・県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納期です。納期限は6月30日(土)です。忘れずに納めましょう。

【冷蔵倉庫】を所有している人へ  
固定資産評価基準の改正により、次に該当する「冷蔵(低温)倉庫」の評価額が早く減少する新しい計算方式で算出されます。所有している人は現地調査を行いますので、本庁・課税課へご連絡ください。

【冷蔵倉庫】を所有している人へ  
固定資産評価基準の改正により、次に該当する「冷蔵(低温)倉庫」の評価額が早く減少する新しい計算方式で算出されます。所有している人は現地調査を行いますので、本庁・課税課へご連絡ください。

【冷蔵倉庫】を所有している人へ  
固定資産評価基準の改正により、次に該当する「冷蔵(低温)倉庫」の評価額が早く減少する新しい計算方式で算出されます。所有している人は現地調査を行いますので、本庁・課税課へご連絡ください。